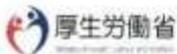




## 1. 兵庫連盟主催 第58回経済セミナー 研修会完了報告書

名称	第58回経済セミナー
実施日時	令和1年10月25日(金) 14:30~17:20
実施場所	神戸メリケンパークオリエンタルホテル 4F「瑞天中」
共催団体名	兵庫県、神戸市
後援団体名	神戸商工会議所、公益財団法人神戸市産業振興財団、ITIC、ジェトロ神戸
実施の状況	<p>〔経済講演〕</p> <p>テーマ: 「ベトナムについて・ 関西企業の相談傾向について」 日本貿易振興機構(ジェトロ)貿易投資アドバイザー</p> <p>講師: 篠原 晃一 氏</p>
	<p>〔文化講演〕</p> <p>テーマ: 「怪しい医者の見分け方 医者選びも寿命のうち」 亀田ファミリークリニック館山 院長</p> <p>講師: 岡田 唯男 氏</p>
	<p>受講者 106名</p>
	<p>成果 最近のベトナムの概況、輸出入動向、日系企業の現状を様々な 図表をもとに細かくご説明頂き、ベトナムに興味のある企業様の 知識向上に役立ちました。また病気と医者の見分け方について ご講演頂き、様々な病名で医師に診察を受ける際の信頼できる 医者についての知識を得ることができました。 2講演とも大変好評でした。</p>





MIZUHO Mizuho Information & Research Institute

【改正労働安全衛生法対応】

## 簡易測定法（検知管・リアルタイムモニター）を用いた化学物質のリスクアセスメントセミナー

2019.

12,09 月 広島

12,18 火 東京

2020.

01,14 火 大阪

01,20 月 福岡

01,24 金 仙台

01,31 金 東京

02,05 水 名古屋

02,17 月 大阪

### PROGRAM

- 検知管を用いたリスクアセスメント手法の解説とデモンストレーション
- リアルタイムモニターを用いたリスクアセスメント手法の解説とデモンストレーション
- 簡易リスクアセスメント支援ツール「CREATE-SIMPLE」の新機能紹介

改正労働安全衛生法では、一定の有害危険性を有する化学物質を製造または取扱うすべての事業者にリスクアセスメントを実施することを義務付けています。

本セミナーでは、CREATE-SIMPLE ver.2の新機能（経皮吸収・危険性のリスクアセスメント支援）について紹介すると同時に、検知管及びリアルタイムモニターによる簡易測定を活用したリスクアセスメント手法についてデモンストレーションとともに解説するセミナーを開催します。

奮ってご参加ください！

お申し込み・詳細は、下記URLから！

<https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2019/riskassessment/index.html>

受講料  
無料

※電話、FAXなどのお申し込みは受付けておりません。

# セミナー開催日程と会場詳細

12:30 ~ 受付開始  
13:00 ~ 16:00 講演

## ①令和元年12月9日（月）【広島会場】

### 広島YMCA国際文化センター（2号館）

広島県広島市中区八丁堀7-11

最寄駅：広島電鉄「八丁堀」駅・アストラムライン「県庁前」駅など

## ②令和元年12月18日（水）【東京会場】

### 大手町サンスカイルーム（A室）

東京都千代田区大手町2-6-1

最寄駅：JR「東京」駅・東京メトロ「大手町」駅など

## ③令和2年1月14日（火）【大阪会場】

### エル・おおさか（大阪府立労働センター）（6F）

大阪府大阪市中央区北浜東3-14

最寄駅：地下鉄 谷町線「天満橋」駅など

## ④令和2年1月20日（月）【福岡会場】

### 都久志会館（4F）

福岡県福岡市中央区天神4丁目8-10

最寄駅：地下鉄 空港線「天神」駅など

## ⑤令和2年1月24日（金）【仙台会場】

### 仙都会館（8F）

宮城県仙台市青葉区青葉区中央2-2-10

最寄駅：JR「おおば通り」駅・地下鉄「広瀬通」駅など

## ⑥令和2年1月31日（金）【東京会場】

### 大手町サンスカイルーム（E室）

東京都千代田区大手町2-6-1

最寄駅：JR「東京」駅・東京メトロ「大手町」駅など

## ⑦令和2年2月5日（水）【名古屋会場】

### 名古屋サンスカイルーム（A室）

名古屋市中区錦1丁目18番22号

最寄駅：地下鉄 東山線「伏見」駅など

## ⑧令和2年2月17日（月）【大阪会場】

### 新大阪丸ビル別館（2F）

大阪府大阪市淀川区東中島1-18-27

最寄駅：JR「新大阪」駅

## プログラム

時間	テーマ	概要	講師
12時30分～		(受付)	
13時～13時50分	● CREATE-SIMPLE（クワイエット・シンプル）の新機能	昨年度新たに実装した新機能（経皮吸収及び危険性のリスクアセスメント支援）について解説	みずほ情報総研株式会社
14時～14時50分	● 検知管を用いたリスクアセスメント手法	簡易測定法のひとつである検知管を用いたリスクアセスメント手法について解説するとともに簡単なデモンストレーションを実施	光明理化学工業株式会社 株式会社ガステック
15時～16時	● リアルタイムモニターを用いたリスクアセスメント手法	簡易測定法のひとつであるリアルタイムモニターを用いたリスクアセスメント手法について解説するとともに簡単なデモンストレーションを実施	新コスモス電機株式会社 理研計器株式会社

※プログラムは変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

当日は、必ずお申し込みの際の確認メールを印刷してお越しく下さい。

# 消費税法改正のお知らせ

令和元年5月  
国 税 庁

平成31年4月に消費税法の一部が改正されました。消費税の仕入税額控除制度に関する主な改正内容は次のとおりです。

## 密輸品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付せずに保税地域から引き取られた課税貨物（いわゆる密輸品<sup>※</sup>）であり、当該課税仕入れを行う事業者がその課税仕入れを行う際に、買い取る資産が密輸品であることを知っていた場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされました。

※ ここでいう密輸品は、金又は白金の地金に限られず、密輸された全ての資産が対象となります。

【適用開始時期】平成31年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

## 金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合の本人確認書類の保存

事業者が「金又は白金の地金」の課税仕入れを行った場合において、その課税仕入れの相手方（売却者）の本人確認書類（運転免許証の写しなど）を保存しない場合には、当該課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除制度の適用を受けることができないこととされました。

※ 災害により保存できなかったなど、やむを得ない事情がある場合を除きます。

【適用開始時期】令和元年10月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

### ○ 主な本人確認書類の例

課税仕入れの相手方の区分		本人確認書類	次の記載があるものに限り、 個人：氏名及び住所 法人：名称及び本店又は主たる事務所の所在地
個人	国内に住所を有する方	①運転免許証の写し ③マイナンバーカード（個人番号カード）の写し（表面のみ） ④旅券（パスポート）の写し ⑥各種保険証の写し	②住民票の写し（1年以内に作成されたもの） ※ 個人番号が記載されていないもの ※ 個人番号が記載された裏面の写しを保存することはできません。
	上記以外の方	上記②及び③以外のいずれかの書類	
法人	内国法人・外国法人	①登記事項証明書又は印鑑証明書の写し（1年以内に作成されたもの） ②官公署から発行された書類の写し（1年以内に作成されたもの）	
	人格のない社団等	定款、寄附行為、規則又は規約で、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるものの写し	

※1 上記は、主な本人確認書類の例示です。詳しくは、国税庁HPの「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）」のページをご覧ください。

2 課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理を行う者を介して行われる場合には、当該課税仕入れの相手方の本人確認書類に加え、当該媒介等をした者の本人確認書類の保存が必要となります。

### 本人確認書類を電磁的記録により保存する場合

仕入税額控除制度の適用を受けるために保存する本人確認書類について、電磁的記録により提供を受けて保存する場合には、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第8条第1項各号に掲げるいずれかの措置を行って、同項の要件に準じた方法により保存する必要があります<sup>※</sup>。

※ 詳しくは、国税庁HPの「消費税法改正のお知らせ（平成31年4月）」のページをご覧ください。



大阪市のイルミネーション



梅田界隈のクリスマスツリー

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。

全中貿事務局    TEL/ 06-6443-5810    E-MAIL / [zenchubo.jimukyoku@jافتا.jp](mailto:zenchubo.jimukyoku@jافتا.jp)